

平成23年度

行財政改革の取組状況について

～ 行財政改革推進委員会資料 ～



平成24年3月

大 分 県 佐 伯 市
総 務 部 総 務 課

目 次

I	佐伯市の行財政改革について	1
II	平成23年度の行財政改革の取組状況	3
1	定員管理と総人件費の抑制	3
2	組織改編	4
3	職員の意識改革と資質向上	7
4	財政運営の健全化	7
5	個別事業実施計画の取組状況	10
III	今後の財政収支の見通し	19
【資料】		
1	今後の財政収支の見通し（平成23年11月試算）	20
2	職員の年齢構成（平成24年度見込み）	22
3	県内類似都市との職員数の比較	23
4	行財政改革推進プランの推進体制	26
5	佐伯市行財政改革推進委員名簿	27
6	佐伯市行財政改革推進本部本部員及び検討部会員名簿	28
7	関係条例等	29

I 佐伯市の行財政改革について

＝第1期行財政改革推進プラン「平成17～21年度」＝

〔基本的方針〕

◎平成21年度末の取崩型の基金残高を20億円以上保有する。

→80億円以上保有。[9,413百万円]

◎平成21年度末の職員数を1,100人以下とする。

→平成22年度当初で1,044人。

〔今後の課題〕

1. 多額の市債（借入金）残高と経常収支比率の動向
2. 交付税加算措置の段階的な廃止及び人口減に伴う普通交付税の減少
3. 職員数の削減と市民サービスの維持

第1期プランの基本的な方針とした、「平成21年度末の取崩し型の基金残高を20億円以上保有する」、「平成21年度末の職員数を1,100人以下とする」の二つの目標値については、下記のとおり達成しました。

○ 取崩し型基金残高の状況（行革プラン対象基金）

（単位：百万円）

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
プラン策定時の見込	6,811	6,361	4,949	2,813	25
実 績	7,113	7,378	8,012	8,418	9,413

○ 職員数の推移

（単位：人）

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
合併協の適正化計画	1,294	1,245	1,232	1,212	1,181	1,152	1,121
プラン策定時の見込	1,294	1,233	1,194	1,169	1,144	1,117	1,081
実 績 （うち、消防職員数）	1,294 (118)	1,233 (120)	1,192 (121)	1,141 (120)	1,105 (120)	1,075 (119)	1,044 (116)

〔基本的方針〕

◎平成 26 年度末の市債残高を 21 年度末から 100 億円削減する。
(臨時財政対策債、減税補てん債等の普通建設事業以外に係る市債を除く。)

(臨時財政対策債、減税補てん債等の普通建設事業以外に係る市債を除く。)

◎平成 26 年度末の職員数を 920 人以下とする。

(单位:人)

※職員数の推移	実 績								見 込 み			
年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
適正化計画	1,294	1,245	1,232	1,212	1,182	1,152	1,121	1,083	1,043	1,008	976	
プラン計画		第1期プラン期間						第2期プラン期間				
	1,294	1,233	1,194	1,169	1,144	1,117	1,081	1,028	1,017	992	953	913
実績及び見込	1,294	1,233	1,192	1,141	1,105	1,075	1,044	1,025	1,010	992	953	913
当該年度末退職数	75	42	54	56	44	44	34	31	36			
次年度当初採用数	14	1	3	20	14	14	15	16	18			

※H23 年度末退職数及び次年度採用数は予定

H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27

職員数の推移の表から、平成 24 年度当初の職員数は 1,010 人が見込まれ、合併年度の平成 16 年度当初と比較して 284 人の削減がされたことになります。

第2期行革プランの基本的方針である「平成26年度末の職員数920人以下」を目指す中で、本年度はプラン以上に順調な削減となっており、今後も引き続き、新規採用職員の抑制、業務の民間委託、職員の臨時嘱託化等を継続して進めていきます。

Ⅱ 平成 23 年度の行財政改革の取組状況

第 2 期プランの 2 年目にあたる本年、職員数の削減、職員給与カット等の総人件費の抑制、民間委託の推進、事務事業の見直し等を引き続き継続しました。

主な取り組みとしては、各振興局の社会教育担当の嘱託化、特定公共賃貸住宅（市営住宅）や診療所の指定管理者制度の活用等の検討をしてきました。

具体的には、平成 24 年度当初から 8 振興局の社会教育担当職員の嘱託化、特定公共賃貸住宅（市営住宅）と西野浦診療所、名護屋出張診療所に指定管理者制度を導入できる見通しとなりました。

事務事業の見直しとしては、し尿処理施設（クリーンセンター）の維持管理業務の見直し、土地家屋台帳の一元化に向けての調整、公共料金支払いの口座引き落としシステム導入に向けての調整、収納体制の強化等についての検討を行いました。

組織のスリム化については、業務量予定調査を実施し、各部署の業務量等を把握し、業務量に見合った人員配置の検討を行いました。

職員数が減少していく中で、職員に課せられる業務量の増加や業務内容の質の変化への対応が求められています。限られた職員数で業務をスムーズに遂行していくためには、職員の資質向上が最も重要な課題となります。この課題に対し、人材育成推進体制の強化を行うため、人事考課制度導入に向けての取り組みとして本年度は試行を行いました。

平成 24 年度の職員配置については、平成 23 年度退職者の補充を、新規採用、業務の民間委託等による削減で対応するとともに、人材育成の観点から大分県を対象とした職員派遣研修を引き続き行う予定にしています。定員管理及び組織改編の詳細は次のとおりです。

1 定員管理と総人件費の抑制

（1）定員管理

職員数の削減については、第 1 期プラン期間（H17 当初～H22 当初）で 189 人の削減が行われ、「行革プラン」で策定した定員管理計画を大きく上回るスピードで行政組織のスリム化が行われています。第 2 期プランの 2 年目となる本年度も計画以上の削減が見込まれており、プランどおり削減することで、平成 17 年度当初から平成 27 年度当初まで（10 か年）の削減予定者数は 320 人となる見込みです。

【「見直し職員数」に係る試算条件】

- ・平成 23 年度は退職予定者等 31 人、新規採用者 16 人の見込みです。
- ・平成 24 年度については、退職者 36 人、新規採用者 18 人とししました。
- ・「適正化計画」とは、平成 16 年度に合併協議会で定めた「定員適正化 10 か年計画」をいいます。

（２）総人件費の抑制

行革プランに掲げた総人件費の抑制は、職員数の削減と職員給与費等の削減が主なものであり、平成 23 年度も前年度同様に「月額給与 5 %カット」「時間外手当の抑制」「管理職手当の 20%カット」「特殊勤務手当の削減」等に取り組みました。人件費の推移は下表のとおりです。

（普通会計）

（単位：百万円）

※人件費の推移	実 績							見 込 み			
年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
プラン計画	11,581	第 1 期プラン期間						第 2 期プラン期間			
（財政収支の見通し）		9,446	9,047	8,915	8,864	90,64	8,460	8,913	8,453	8,725	8,444
総人件費	10,767	9,772	9,694	9,717	9,147	9,044	8,375	8,439	8,322	8,510	8,322
（うち退職金）	1,422	891	1,293	1,439	1,040	1,182	785	700	809	1,174	1,213
（退職金以外）	9,345	8,881	8,401	8,278	8,107	7,862	7,590	7,739	7,513	7,336	7,109

2 組織改編

平成 24 年度の組織改編については、民間委託、業務の見直し及び集約化等により、退職者 31 人に対し 16 人の新規採用を行う予定です。また、職員の資質向上と人材育成を重視する取り組みとして、引き続き大分県への派遣を実施するなど、組織の発展と活性化につながる人づくりの改編としました。組織改編の詳細は次のとおりです。

○平成 24 年度組織の改編内容

（１）業務の民間委託（２ポストの削減）

保険課	2 人（西野浦診療所、名護屋出張診療所：指定管理者制度の導入）
-----	---------------------------------

（２）職員の臨時・嘱託化（１１ポストの削減）

各振興局の地域振興・教育課	8 人（地域振興・教育係：社会教育担当の嘱託化）
市民課	1 人（国民年金係：事務職員の臨時化）
清掃課	2 人（収集係：家庭排出多量ごみ収集運搬担当職員の臨時化）

（３）適正配置の見直し等（１２ポストの削減）

米水津振興局	1 人（市民サービス課：適正配置の見直し）
情報推進課	1 人（情報化推進係：適正配置の見直し）

財政課	1 人（管財係：適正配置の見直し）
収納課	1 人（税制係：適正配置の見直し）
観光課	1 人（管理係：適正配置の見直し）
健康増進課	1 人（健診係：適正配置の見直し）
建設課	1 人（河川砂防係：適正配置の見直し）
用地・管理課	1 人（用地係：適正配置の見直し）
水道工務課	1 人（簡易水道工務係：適正配置の見直し）
スポーツ振興課	1 人（スポーツ振興係：適正配置の見直し）
学校給食室	1 人（学校給食係：適正配置の見直し）
通信指令課	1 人（指令係：適正配置の見直し）

（４）県派遣等の終了（３ポストの削減）

総務課	1 人（課付け：大分県市町村振興課派遣）
情報推進課	1 人（情報化推進係：大分県情報政策課派遣）
スポーツ振興課	1 人（スポーツ振興係：B&G 財団東京事務所派遣）

（５）その他（３０ポストの削減）

企画課	2 人（総合政策係：“食育に関する事務”を〔新〕食育推進係に移管）
企画課	2 人（総合交通対策・広域行政係：係を廃止しその業務を総合政策係に移管）
保険課	1 5 人（介護保険係、介護認定係：保険課から高齢者福祉課に移管）
都市計画課	2 人（公園緑地係：係を廃止し、その業務を街路係に移管）
農林水産部	7 人（部全体の体制を見直し）
教育委員会	1 人（生涯学習課、文化振興課の統合による課長ポストの減）
生涯学習課	1 人（生涯学習推進係、生涯学習管理係：係の統合による係長ポストの減）

（６）組織強化及び業務量の増加等による増員（４１ポストの増加）

防災危機管理課	2 人（防災危機管理係：業務量の増加）
庁舎建設推進室	1 人（推進係：業務量の増加）
収納課	2 人（収納係：組織強化）
企画課	2 人（食育推進係：係の新設）
企画課	2 人（総合政策係：総合交通対策・広域行政係の業務を移管）
こども福祉課	1 人（保育所：保育士の新採用）
高齢者福祉課	1 5 人（介護保険係、介護認定係：保険課から高齢者福祉課に移管）
都市計画課	1 人（街路・公園係：公園緑地係の業務を移管）

大手前開発推進室	2人（開発1係：業務量の増加及び組織強化）
大手前開発推進室	2人（開発2係：業務量の増加及び組織強化）
建築住宅課	1人（施設整備1係：建築技術職の新採用）
学校教育課	1人（学校指導係：業務量の増加及び組織強化）
社会教育課	4人（生涯学習推進係：振興局の社会教育担当の嘱託化に伴う強化）
消防総務課	1人（組織強化）
消防署	4人（人員不足及び組織強化）

（7）県派遣等による増員（2ポストの増加）

財政課	1人（大分県市町村振興課派遣）
契約検査課	1人（大分県公共工事入札管理室派遣）

（8）名称変更等

①各振興局の地域振興・教育課を <u>地域振興課</u> に、地域振興・教育係を <u>地域振興係</u> に名称変更 （理由）各振興局社会教育担当の嘱託化に伴い、業務を本庁へ集約化したため。
②工事検査課を契約検査課に名称変更 （理由）物品契約事務の集約化準備のため。
③子育て支援課を <u>こども福祉課</u> に、児童家庭係を <u>こども福祉係</u> に名称変更 （理由）子育てを行う親ではなく、こどもの立場にたったイメージが想像される課名にしたため。 ※昨年度行財政改革推進委員会指摘事項でもある。
④街路係を <u>街路・公園係</u> に名称変更 （理由）公園緑地係の廃止に伴い業務を移管したため。
⑤農林水産部の農政課及び林業課を廃止し、 <u>農林課</u> 及び <u>農林水産工務課</u> を設置 （理由）農林水産部全体の体制見直しによるもの。
⑥新設の農林課に、園芸振興係、水田・畜産係及び林務係を設置 （理由）農林水産部全体の体制見直しによるもの。
⑦新設の農林水産工務課に、 <u>農業工務係</u> 、 <u>林業工務係</u> 及び <u>水産工務係</u> を設置 （理由）農林水産部全体の体制見直しによるもの。
⑧生涯学習課と文化振興課を統合し、 <u>社会教育課</u> を設置 （理由）課を統合することで、効率的な業務運営を図る。
⑨生涯学習推進係と生涯学習管理係を統合し、生涯学習推進係に名称統一 （理由）係を統合することで、効率的な業務運営を図る。
⑩文化振興係と文化会館業務係を統合し、文化振興係に名称統一 （理由）係を統合することで、効率的な業務運営を図る。

⑪消防本部総務課を消防本部消防総務課に名称変更

(理由) 本庁総務課との違いを明確にするため。

3 職員の意識改革と資質向上

第2期プランの目標に掲げる平成26年度末の職員数920人以下の達成に向けた取り組みの中で、職員に課せられる業務量の増加や業務内容の質の変化への対応が、今以上に求められると考えます。

限られた職員数で、質の高い市民サービスを提供することが、われわれ市職員としての責務であり、義務であると考えます。そのためには、職員一人一人の能力を高めるとともに、職員の意識啓発を行い、資質の向上に努めなければなりません。

平成22年度には全職員が新市全体を見渡す広い視野を持ち、創意工夫しながら市民サービスの向上をめざす人材となるため、人材育成基本方針を策定しました。

平成23年度の具体的な取り組みとしては、まず、人事考課制度導入に向けた試行を行いました。人事考課制度は「考課」というツールを使って、職員一人一人を市民や組織から期待される行動と成果を残せる職員に成長させることを目指すものです。

次に、基本事務研修の一つとして、職員が講師となり職員向けに行う基礎知識習得のための講座として、職員講座を定期的に行うこととしました。

職員講座は、市職員一人一人の資質の向上が組織全体の活性化につながることは当然のこととして、佐伯市全体の発展に寄与するものと考えます。

今後は、職位や年齢に応じた階層別の研修受講計画を定め、より高い能力を持った職員を育成していくとともに、効果的な職員研修のあり方を整理し、市民から一層信頼される職員になるための人材育成を図っていきます。

4 財政運営の健全化

(1) 投資的経費の抑制

投資的経費については、決算規模を年平均80億円以内(国の経済対策は除く。)としており、大規模事業の進捗状況を見据えたうえで、計画以上の過度な支出が生じないよう市債の新規発行の抑制及び充当一般財源の節減を図ります。

(2) 市税等の収入の確保

ア 市税等の税収の確保

市税は自治体の基幹的な自主財源であり、その公平かつ公正な賦課徴収は地方自治体の使命です。本市の自立性を高めるためにも、市税の徴収によって歳入を安定的に確保する必要があります。

平成 22 年度に、前年度までの集合納税方式（市民税・固定資産税・国保税の 3 税を合算して 10 期で徴収）から、地方税法に準じた税目ごとに納期を定める単税化方式に移行したことにより、徴収率の低下を懸念していましたが、事前の広報効果等により、徴収率は前年度に比べ微増で推移しました。

徴収の強化については、未納者への早期対応、年間スケジュールの策定と検証、滞納整理強化月間の設定などにより滞納者・滞納額を減少させるとともに、自主納付の意志がない滞納者には不動産・給与・預金・生命保険等の財産差押えや、家宅搜索・公売を強力に行い、徴収率の目標値（平成 26 年度目標現年度 98.6% 過年度 14.2%）達成に努めます。また、永年未処理のままになっている高額・困難滞納案件を整理するために、2 名の担当職員を配置して累積滞納者への対応を強化するとともに、未納通知・催告書・差押予告書による来庁納税指導で自主納付の勧奨を今後も継続して行い、健全な納期内納付者の増加に努めます。

困難案件が増加傾向にある収納業務について、体制の充実・強化を図るため、平成 22 年度から自治大学校税務専門課程「徴収事務コース」（45 日間）に職員を派遣し、より高度な専門知識の習得と差押え等滞納処分レベルアップに努めています。また、「安全で安心、納め忘れない口座振替」の推進にも強力に取り組みます。

以上の取り組みにより税収の確保に努め、自主財源の安定的な確保を図ります。

イ 各種使用料の徴収

・保育料

子育て支援課では、保育所保育料の徴収率の向上を図り、保育所運営に係る貴重な財源を確保するとともに、納入世帯と滞納世帯との公平性を正しくするために、保育料の徴収強化に取り組んでいます。

保育料が納入期限までに納入されない場合は、保育料の督促状の送付や催告書を保育所経由で保護者に手渡すことにより納付のお願いをしています。

通知書によっても納付がない場合は、電話催促や面談の機会を設け、こども手当を活用する計画的な納付を促します。一度に支払いが困難な場合には分納誓約書の取り交わしを行い完納への指導を行っております。

昨年度（H22 年度）は一定の成果として現年徴収率 98.89%(H21 98.44%) 滞納分 28.88%(H21 15.98%) と向上し、引き続き、こども手当の申請時期や支給月に滞納者との接触機会をとらえ納付を促しています。

また、どのような指導にも応じず、未納の状態が続く滞納者には児童福祉法第 56 条第 10 項の規定に基づき、財産（給与や預貯金等）の差押えを視野に入れながら、収納率の向上に向けて取り組んでいます。

その他に保育料の口座引き落としの推進を行い払い忘れなどの防止を図っています。

・公営住宅使用料

公営住宅使用料の滞納額は、合併後年々増加していましたが、平成 19 年度から滞納整理の

強化を図り、悪質滞納者には訴訟による強制退去、3ヶ月以上の滞納者には、保証人も含め催告書や呼出状の送付、電話や訪問による滞納整理を推し進めた結果、平成22年度現年度分は98.28%と県内でもトップクラスの徴収率となり、過年度分の滞納額は、平成19年度の約7千8百万円から平成23年度は約4千7百万円にまで減少しました。

更なる徴収強化や維持管理に伴うサービスの向上のため、平成23年度から公営住宅法第47条を活用して公営住宅に管理代行制度を導入し、大分県住宅供給公社に業務委託しました。また、平成24年度からは特定公共賃貸住宅に指定管理者制度を導入する予定です。

今後とも、新たな滞納者をつくらないことを第一に、訴訟等も視野に入れ、管理代行者及び指定管理者と連携しながら徴収の強化を図っていきます。

ウ 市有財産の有効活用

市有財産の売却により、15件で16,997千円の売払い収入がありました。今後とも、市有財産の有効活用や処分を推進していきます。

(3) 指定管理者制度の活用について

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に導入されました。

本市においては、平成23年度当初時点で176施設に指定管理者制度を導入しています。

今後とも、指定管理者制度が適正に活用されるよう、制度の充実を図ることはもちろんのこと、指定管理期間が終了する施設については、公の施設として指定管理を更新すべきか、市が直接管理をすべきか等を再度精査しながら、市民サービスの向上と行財政改革につなげていきたいと思っています。

5 個別事業実施計画の取組状況

総務部

No.	項目及び内容		平成23年度の取組状況
1	項目	職員の臨時・嘱託化	各部ヒアリングにおいて、臨時・嘱託化が可能な業務を検討する中、市民課の国民年金業務、清掃課の収集業務の臨時・嘱託化を平成24年度から実施する予定である。
	内容	組織改編、業務の見直しにおいて職種、業務内容によっては退職者補充を行わず、臨時・嘱託化が可能なポストを検討する。	
	主管課	総務課	
2	項目	臨時嘱託職員の削減	臨時・嘱託職員の配置については、職場から要求があった都度、ヒアリングを実施し必要性を検討した。
	内容	業務内容の見直しを行う中で臨時・嘱託職員について、毎年職場ヒアリングを行い、必要性を検討する。	
	主管課	総務課	
3	項目	新規採用職員の抑制	職員数の削減を進めるため、引き続き、新規採用を抑制した。
	内容	退職者数、事務事業及び組織の見直しの状況、さらには職員の年齢構成等を勘案し新規採用職員を抑制する。	
	主管課	総務課	
4	項目	給与抑制措置の見直し	平成23年4月1日から級別構成の見直しにより、6級副主幹を5級に変更し級別職務分類表を改正した。給与構造見直しによる給与抑制については、職員団体と協議を継続している。 平成23年度は引き続き一般職については5%給料カット、管理職手当の20%カット、特別職については市長15%、副市長・教育長10%のカットを継続している。
	内容	級別職員数及び昇格基準を国・県に準じて見直す。また、この措置による給与の減額状況に応じて、給料月額のカット率、カットする職員の範囲を検討する。	
	主管課	総務課	
5	項目	特殊勤務手当等の見直し	福祉手当、税務手当及び県内日帰り手当は、引き続き支給しない。その他については、引き続き検討する。
	内容	福祉手当及び税務手当及び県内日当削減の継続並びに新たに消防出動手当の削減を検討する。	
	主管課	総務課	
6	項目	職員研修の充実	独自研修として勤務時間外に「職員を講師とした職員講座」を新たに開始し、7月から2月まで合計9回開催した。 人権研修については、2月2日から18日まで67回、合計67時間のビデオ研修を開催した。 他機関への職員派遣研修については、大分県へ5人（人事交流1人含む）、B&G財団に1人を派遣した。平成24年度も大分県へ5人の派遣をする予定である。
	内容	公募制研修の受講ルールを設定し、年齢・職階により受講すべき研修を指定する。独自の全体研修は人権・接遇研修を実施する。また、職場研修及び他機関への職員派遣研修の導入及び、自主研修への支援制度の構築を目指す。	
	主管課	総務課	

7	項目	勤務評定制度の実施	勤務評定規程を平成23年1月1日に施行した。 また、定期評定の参考とするため、人事考課制度を平成23年度から試行した。
	内容	特定の職員に対して随時実施する特別評定及び職員全体に対して定期的に行う定期評定により職員育成に努める。	
	主管課	総務課	
8	項目	消費者行政相談	県補助金で嘱託職員を1名採用し、実地研修や相談業務に従事しながら資質の向上に取り組んでいる。 * 第2期行革プラン作成と前後して平成21年9月1日に消費者庁が発足。国・県の方針として、全ての市町村で苦情相談に応じられる体制を整え、センター化するよう勧められている。県下では大分市のみセンター化されていたが、平成23年度に宇佐市、豊後大野市がセンター化を実施している。また、消費者行政専任職員の配置をするよう勧められている。専任職員とまではいなくても、職員と相談員の配置が必要である。
	内容	消費者行政相談業務について、嘱託化または民間委託を検討する。	
	主管課	公聴広報課	
9	項目	ケーブルテレビ事業	平成23年度は、維持管理等の方法を変更し実施したが指定管理者制度については、当初予定と状況が変わったため導入するに至っていない。 今後は、他市の状況を調査して、内部的に指定管理者制度導入が可能かどうか検討を進める。
	内容	ケーブルテレビ施設の維持管理及び料金徴収事務等に指定管理者制度を導入する。	
	主管課	情報推進課	
10	項目	事務分掌の見直し	業務の見直しによる各振興局の地域振興・教育課の社会教育担当の嘱託化に向けた協議等を生涯学習課、各振興局と行い、平成24年度から実施する予定である。 嘱託化に伴い、市民サービスの低下を招かないよう本庁に振興局担当の職員を配置する予定である。
	内容	振興局の事務分掌を効率化及び住民サービスの観点から見直し、本庁へ集約するもの、振興局で取り扱うものに整理する。	
	主管課	各振興局	

財務部

No.	項目及び内容		平成23年度の取組状況
11	項目	各種補助金の見直し	平成23年9月末までに各課から提出の補助金調書のヒアリングを終了。補助金のタイプ別の分類を行い、補助金の支出に関する一定のルールを検討。なお、平成24年度予算に反映できるものについては、予算査定において見直しを実施している。
	内容	各種補助金において、公平性及び公益性に欠けるもの、支出内容が不適切又は不透明であるもの、補助の必要性に疑義があるものを中心に随時見直しを行う。	
	主管課	財政課	
12	項目	遊休財産の利活用	財産に関する調書を基に処分が可能な土地の抽出を実施。遊休資産利活用検討会議(庁内)を四半期ごとに開催し、処分可能な土地については公募により売却を進めている。平成23年度実績(1月末現在)16,996千円です。
	内容	普通財産だけでなく用途廃止可能な行政財産も網羅した売却可能資産をとりまとめた売却計画を作成し、計画的に売却する。	
	主管課	財政課	

13	項目	収納体制の強化と公売（インターネット公売を含む。）	・収納係職員1名を自治大学校専門課程（徴収事務コース・45日間）に派遣し、税収納ノウハウのレベルアップを図った。 ・高額・困難滞納案件を整理するため収納体制を見直し、担当を2名配置してその処理に努めた。 ・財産調査、差押えを積極的に実施した。 （12月末現在 財産調査3,309件・差押え487件・換価411件） ・搜索を8回実施し、搜索に伴う差押え物品の公売会を2回実施した。年度末までにと2回搜索を計画。 ・インターネット公売を3回実施した。
	内容	職員の相互研鑽を図るとともに、専門機関への入校など更なる職員のレベルアップに努め、収納体制を強化していく。財産調査、差押えなども引き続き強化し、インターネット公売も積極的に取り組む。	
	主管課	収納課	
14	項目	口座振替の推進及びコンビニ納付	口座振替の推進 ・市報、ケーブルテレビによる加入啓発 ・地区を選択して戸別訪問による加入啓発（地区一北中区 啓発対象一固都税・国保税 未加入件数一125件） コンビニ納付 ・県下実施自治体（大分市）への有効性調査 - 導入費用一約63,000千円、年間委託料一160千円、納付手数料一1件につき63円 ※佐伯市は、コンビニエンスストアが店舗を構える地域は、旧佐伯市・弥生のみであり、利便性が限られる。
	内容	継続して口座振替の推進に努めるとともに、コンビニ納付の有効性について検討し、徴収率の向上を図る。	
	主管課	収納課	
15	項目	eLTAX（エルタックス）制度の導入	事前の情報収集、業者との打合せを経て平成23年12月19日電子申告の登録受付を開始し、平成24年2月8日までに378件の登録申請を受付けている。以後、法人市民税の申告、償却資産の報告、個人住民税の給与支払い報告書などのデータ送信を随時受付けている。
	内容	インターネットを通して地方税の申告、納税までのシステム導入に向けた取り組みを強化する。	
	主管課	課税課	
16	項目	土地台帳・家屋台帳の整備	緊急雇用事業で平成23年1月から外部委託を行い、佐伯管内全域の土地台帳、家屋台帳の電子化を行っています。現在、台帳のスキャンは終了していますが、台帳と地籍図・公図とのアンマッチを法務局の字図と登記簿記載事項証明を取り照合中です。3月中旬には全て完了予定で、この事業により平成24年度から本庁、各振興局の台帳は、どこでも閲覧できるようになります。
	内容	本庁及び振興局に保管している土地台帳・家屋台帳の電算化に向け協議・検討していく。	
	主管課	課税課	

企画商工観光部

No.	項目及び内容		平成23年度の実施状況
17	項目	屋形島、深島島民運賃助成事業	類似団体の定期船運賃補助などの調査を行った。また、見直しの方向で検討しているが、早急には難しい。
	内容	屋形島及び深島の島民が定期船を利用する際、運賃の4割相当分を市が助成しているが、将来的に見直しの方向で検討する。	
	主管課	企画課	
18	項目	大島航路事業	民営化を行ううえで船の老朽化が、最大の課題であったが、新造船の発注をし、平成24年10月から新船で運航できるようになった。各課題を整備しながら引き続き民営化に向けて検討していく。
	内容	現在直営で行っている大島航路事業の民営化を行う。	
	主管課	企画課	

19	項目	公設水産地方卸売市場業務	葛港市場については、前年度建替えに向けた検討が行われるなかで公設の維持が決定されており、本年度は基本構想の策定作業を行った。 鶴見市場については、民営化に係る他市の取組状況等について情報収集を行った。
	内容	公設水産地方卸売市場について、民営化の検討を行う。	
	主管課	商工振興課	
20	項目	観光協会の法人化	平成24年4月1日「一般社団法人 佐伯市観光協会」設立に向けて取り組んできた。約款の整備、理事の選任、業務組織体制の整備など最終調整に入っている。3月末に現行の観光協会解散総会及び新体制での設立総会を開催する予定。
	内容	観光課と観光協会の事務分担を明確化し、社団法人化を行い、将来的に自立した組織とする。	
	主管課	観光課	
21	項目	観光施設の管理	平成23年度から観光施設の本庁一元化は実現できた。老朽化している施設は多いが、集中管理することで公平・公正な視点での維持管理が可能となった。また、契約期間満了となる6指定管理施設の選定も全て完了した。
	内容	現在各振興局で管理している観光施設を本庁一元化し、管理体制の強化を図る。	
	主管課	観光課	

市民生活部

No.	項目及び内容		平成23年度の取組状況
22	項目	振興局の戸籍事務の集約化	平成22年度実施済み。
	内容	戸籍システムの入力は特に正確性を重視するため、振興局で行っている戸籍システムへの入力業務を本庁一括入力とする。	
	主管課	市民課	
23	項目	エコセンター蒲江の中間処理業務	蒲江地区の燃えるごみを、エコセンター番匠で処理するためには、現在の処理量から10%程度の減量をはからなければならない。このため、昨年度から、紙ごみの減量に向け3Rの推進として出張講座を開始しPTA連合会の総会や消費生活研究会等をお願いに行った。 今年度は、いきいきサロンや地区の役員会・子供会さらには婦人会等での出張講座の希望が多くなり、昨年度の倍近い引き合いがあり、その場においてより一層のごみの減量をお願いしているところである。
	内容	エコセンター蒲江の中間処理施設を閉鎖の方向で検討する。	
	主管課	清掃課	
24	項目	行政ごみ・多量ごみ・有害ごみの民間委託	市の機関から排出されるごみ質の向上に向け、各課のごみ質調査を行い分別の悪い職場には指導を行っている。6月からは機密文書の処理を始めたため、機密文書以外の紙ごみはすべて資源ごみとして処理出来るようになってきている。 民間委託に関しては、委託した場合と臨時・嘱託職員による直営とした場合との経費を比較検討するため委託料の簡易設計を行っており、今年度中には人件費部分のみに関しての検討結果が出せる予定である。
	内容	現在民間委託してある家庭ごみの収集業務の委託契約の切り替えと併せて、行政ごみ、多量ごみ、有害ごみを民間委託する。	
	主管課	清掃課	

25	項目	家庭ごみ指定袋制事業	* 平成22年度に配送業務(保管業務は除く。)に関する見積を徴したが、委託料が高額であったため当分の間、嘱託職員又は臨時職員による配送を実施するものとし、保管配送業務の民間委託についての見直しを図るものとする。 * 平成23年度から旧佐伯市内地域における指定ごみ袋の配送業務を嘱託職員により実施。(清掃課庶務係人員1人減) * 保管業務に関しても、清掃課東浜収集センターの車庫(2棟)が空いていることから最小限の経費による施設の有効利用を図れるため当分の間、現行どおりとする。
	内容	家庭ごみの排出に使用する指定ごみ袋の保管、配送、在庫管理等の業務の民間委託を検討する。	
	主管課	清掃課	
26	項目	クリーンセンター業務	平成24年度に改造工事実施、平成25年度を供用開始の予定とし平成23年度は工事発注に係る発注仕様書の作成を建設コンサルタントに委託した。 ・業務名:佐伯市し尿処理施設改造工事に係る発注仕様書等作成業務委託 ・請負業者:日本上下水道設計株式会社 ・委託金額:1,260,000円 また、施設の変更に係る各種法的手続きの提出及び国または県への調整を行った。
	内容	し尿の下水道投入を平成24年度を目標に実施する。	
	主管課	生活環境課	

福祉保健部

No.	項目及び内容		平成23年度の取組状況
27	項目	保育所の統合及び民間委託の検討	平成24年2月17日に第8回保育所等運営検討委員会を開催し検討した結果、畑野浦保育所については直営維持、西浦・竹野保育所については平成24年度中に保護者説明会等行い、平成25年4月1日から西浦保育所に統合し竹野保育所は廃止する計画とした。また、宇目地域の認定こども園については、国の子ども・子育て新システム導入時期等も勘案し統廃合を検討することとした。
	内容	小規模保育所の統廃合及び指定管理者制度導入の検討	
	主管課	子育て支援課	
28	項目	地域包括支援センター業務	平成22年度末に送付アンケート(包括設置保険者、委託された包括支援センター)の回答内容を平成23年度4、5月で整理した。 委託検討会は6月、11月に2回開催し、アンケート回答と今後の「改正介護保険法」の内容等動向も考慮し、結論は直営で運営する方がいいとの見解で、11月の行革ヒヤリングには提示した。 その後部長、副市長、市長ヒヤリングをおこなったが、明確な回答はないため、「第5期介護保険事業計画」にも現状の包括支援センターのまま記述している。
	内容	地域包括支援センター業務の運営のあり方について検討する。	
	主管課	高齢者福祉課	
29	項目	保健師業務の見直し	佐伯市全域を効率的で公平性のある保健事業の構築を行うため平成23年度のプロジェクトチームを結成し、10回検討を重ねた。しかし、長期の構築計画までは検討ができず、平成24年度に続けてプロジェクトを立ち上げ検討していくこととした。
	内容	保健事業の見直しを行い、佐伯市全域を効率的で公平性のある保健事業の構築を行う。	
	主管課	健康増進課	
30	項目	特定健診・特定保健指導業務の移行	平成23年度から健康増進課に移管し、効率の良いサービス提供ができた。
	内容	現在保険課に配置している特定健診・特定保健指導の業務を健康増進課に移行し、企画からフォローまで一貫した健診・保健指導活動を実施する。	
	主管課	保険課	

31	項目	認定調査業務について	特別養護老人ホームへの調査委託に加え、その他施設への拡大や在宅者の調査委託に適した調査受託法人設立の検討を計画していたが、8月以降、認定調査がほぼ順調に推移していることから、今年度は保留としている状況である。
	内容	ケアマネや看護師の資格者に限定する調査員(臨時職員)の確保が困難になっており、安定的に調査を実施するために委託調査の基盤整備に取り組む。	
	主管課	保険課	

農林水産部

No.	項目及び内容		平成23年度の実施状況
32	項目	水産振興事業の市負担に一定基準を設けるよう検討する。	平成22年9月1日から適用され、現在運用されている。
	内容	漁協が実施主体となる水産振興事業の市負担に一定基準を設け、適正な運用が図られるよう検討する。	
	主管課	水産課	
33	項目	漁港施設の管理運営体制	大分県漁港漁村整備課との協議も現在継続中であり、他市の状況についても調査中。大分県漁協との協議は大分県漁港漁村整備課との協議をもう少し詰めてからにしたい。
	内容	現行、市の直営で管理している漁港施設に指定管理者制度の導入を検討する。	
	主管課	水産課	

建設部

No.	項目及び内容		平成23年度の実施状況
34	項目	市営住宅の維持管理の一元化及び使用料の徴収強化	市営住宅のうち、公営住宅については平成23年度から大分県住宅供給公社に管理代行委託としているが、特定公共賃貸住宅等についても、平成24年度からの指定管理委託に向け、事務手続きを遂行した。
	内容	本業務に指定管理者制度を導入し民間委託を検討すると共に家賃徴収強化を図る。	
	主管課	建築住宅課	

上下水道部

No.	項目及び内容		平成23年度の実施状況
35	項目	上下水道料金等関連業務の民間委託	民間委託について、業者による説明を受けるとともに先進地視察を行った。それにより佐伯市で実施の場合の経費の試算を行い費用対効果の検証を行った。その結果、来年度より委託に向けた準備に入る。
	内容	受付窓口、検針、料金計算、精算業務、未集金業務等の民間委託を検討する。	
	主管課	営業課	

36	項目	下水道等使用料の見直し	平成22年7月実施済み。
	内容	合併前の旧市町村の使用料体系を適用している下水道等使用料を、負担の公平性の観点から統一を図る。	
	主管課	営業課	
37	項目	農・漁集排水施設維持管理の業務委託	平成22年度実施済み。
	内容	農・漁集排水施設維持管理点検業務のうち一部振興局で対応している異常通報等の対応処理を業務委託する。	
	主管課	施設管理課	
38	項目	上岡水源施設維持管理の業務委託	平成23年度実施し、職員2名減。
	内容	直営で運営している水源施設維持管理業務を平成23年度までに全面業務委託を行う。	
	主管課	施設管理課	

教育委員会

No.	項目及び内容		平成23年度の取組状況
39	項目	姉妹都市派遣事業の見直し	姉妹都市との友好を深めるためにおこなっている「姉妹都市グラッドストーンを知る旅」は隔年実施となったため、平成23年度は実施してしない。今回は平成24年度の実施予定である。
	内容	姉妹都市との友好を深めるため行っている「姉妹都市グラッドストーンを知る旅」を毎年実施から隔年とする。	
	主管課	教育総務課	
40	項目	社会教育施設の管理体制の検討	指定管理業務委託時や文書等で譲渡のお願いを行っているが管理費等の支出に対応出来ないとして、譲渡が整わない状況であり、経費の問題解決ができていないため、進展がなかった。 また、蒲江青少年海の家については、該当の区長に集まってもらい、具体的なことを示し協議したが、一人の区長を除いて他の区長からは総じて反対の意見が出された。 分館については、特に具体的な取り組みはなかった。
	内容	各地区公民館等の社会教育施設の指定管理者制度の導入及び集会所の地区への譲渡を検討していく。	
	主管課	生涯学習課	
41	項目	生涯学習推進事業の見直し	月1回行われる担当者会議の中で平成23年度振興局社会体育担当職員の嘱託化や平成24年度からの社会教育担当者の嘱託化に伴う事業の見直しや事務量について検討してきた。まだまだ統一しきれていない部分もあるが平成24年度は現行の事業をそのまま引き継ぐこととしている。平成24年度以降更なる事業の集約について検討していくこととしている。
	内容	各事業の事業効果、同種類の集約等により内容の見直しを行う。	
	主管課	生涯学習課	
42	項目	振興局管内の社会体育及び生涯学習の体制の見直し	生涯学習課の振興局社会教育担当職員8人は、平成24年度から嘱託化になることが決定した。(社会体育担当職員8人は、平成23年度から嘱託化)
	内容	地域振興・教育課の社会体育及び生涯学習担当の臨時・嘱託化を検討する。	
	主管課	生涯学習課・スポーツ振興課	

43	項目	体育指導委員の適正数の検討	平成23年度から実施した振興局内の社会体育担当職員の嘱託化により、地域の体育指導員の協力が必要なことから、当分の間現行人員を適正数とする。
	内容	体育指導委員の職務を遂行上必要最低限の人数を調査及び検討する。	
	主管課	スポーツ振興課	
44	項目	総合運動公園の管理運営体制	平成22年度から指定管理者制度を導入した。
	内容	総合運動公園に平成22年度から指定管理者制度を導入する。	
	主管課	スポーツ振興課	
45	項目	学校給食施設の民間委託及び統合の検討	平成24年度に本匠調理場を弥生に統合の計画があり、地区PTA、地区懇談会において、協議を行ってきた。最終的に弥生給食センターの受け入れ体制が困難なため、今後計画される新給食センター建設計画の中で配送校の見直しと合わせ検討を行うこととした。（本匠、弥生給食センターは民間委託を実施している。） 平成24年度計画の堅田給食センターの調理業務を民間委託を行う計画については、1年次遅らせ平成25年度実施予定の6施設と合わせ実施することとした。
	内容	平成25年度までに全施設の民間委託を実施し、28年度までに現在の15施設を8施設に統合する。	
	主管課	学校給食室	

会計課

No.	項目及び内容		平成23年度の取組状況
46	項目	支払い業務の事務軽減	実施できるかの調査中。 指定金融機関である大分銀行では「公振くん(金融機関のシステム名)」を導入しておらず、違う金融機関を利用するしかない。大分銀行では電算システムを平成25年まで変更等が出来ないため。 そこで、伊予銀行に調査をしたところ、利用可能ではあるが、指定金融機関との関係もあるので積極的ではない。 新たに、大分県下の自治体の状況を調査したところ、独自の方法でしている自治体(豊後大野市)があり、その方法が利用できるかを検討中である。
	内容	電気・水道・電話料金などの公共料金の支払いを口座引き落としできるシステムを導入し、支出命令の件数を減少させ会計課職員及び各課予算執行職員の事務処理の軽減を図る。	
	主管課	会計課	

選挙管理委員会

No.	項目及び内容		平成23年度の取組状況
47	項目	ポスター掲示場および投票所の見直し	ポスター掲示場については、市長市議選には332箇所調整をした。道路工事等あり選挙前に調整し決定したい。投票所は、海区及び農業委員会に係る投票所は見直しできた。一般選挙の投票所については、検討中である。
	内容	投票所については、有権者数、距離等を参考に見直す。ポスター掲示場については見直し後の350箇所の微調整を行う。	
	主管課	選挙管理委員会	

消防本部

No.	項目及び内容		平成23年度の実施状況
48	項目	消防本部組織の見直し	平成22年10月1日に、新庁舎で業務開始。 これにより、消防本部の組織の見直し(予防課と警防課を統合)及び、西部分署の統廃合を行い、新たに通信指令課を新設し、通信員の専従体制(6名)を確保、消防体制の充実を図った。
	内容	新庁舎移転に併せ、組織の見直しを行うことにより通信司令室を専従体制とする。また、西部分署の統合も同時に行う。	
	主管課	総務課	
49	項目	消防団組織の見直し	現在、組織再編推進委員会により一団制に向け、検討協議を行っておりますが、地域性等があり、非常に難しく困難を期しております。 今後は、一団制のメリット・デメリットを具体的にあげ、平成25年もしくは26年までに協議を行いつつ一団制に移行したい。
	内容	現在消防団を9団の連合制で組織しているが、指揮命令系統を統一するため一団制とする。	
	主管課	総務課	

Ⅲ 今後の財政収支の見通し

現在の佐伯市の財政状況をみたときに着目すべき点は、類似都市と比較しても依然として大きな市債残高を有していることと、今後の地方交付税の動向です。

1 点目の市債残高は、第 2 期プランの基本方針である『平成 26 年度末の市債残高を 21 年度末から 100 億円削減する（※臨時財政対策債、減税補てん債等の普通建設事業以外に係る市債を除く。）』を達成するために、国の施策により補償金免除繰上償還を実施するとともに、高利率の市債について積極的に繰上償還を実施（平成 22 年度：約 5 億 4 千万円、平成 23 年度：約 4 億 8 千万円（予定））してきました。特に第 2 期プラン中は、新庁舎建設事業や大手前開発等の大規模事業を行う中で、投資的経費の決算規模を年平均 80 億円以内（国の経済対策は除く。）にすることを踏まえ、市債残高が増えないように進行管理を行っていかねばなりません。

2 点目の地方交付税については、現在の国の動向をみると今後の伸びが期待できない状況にあり、それに加えて平成 27 年度以降は合併算定替えによる減額が始まります。

今回の試算を行うに当たり、歳入は、市民税等の税制改正等を勘案し、地方交付税、臨時財政対策債の伸び率は、県資料を基に作成しています。

歳出については、平成 22 年度決算を参考に前述した投資的経費年平均 80 億円を前提に、公共事業等実施計画を基に試算を行っています。

この試算では、平成 25 年度に財源不足が見込まれますが、平成 26 年度末の基金残高は 130 億円を保有できる見込みとなります。なお、市債残高についても平成 26 年度末の市債残高は、平成 21 年度末から 100 億円以上の削減が可能となる見込みです。

上記の試算については、今後も引き続き行財政改革を行うことを前提とした結果であり、こうしたことから、今後はより一層、人件費及び公債費等の経常経費の削減に努めるとともに、市税等の徴収率のアップ、各種施策の見直し等を図り、財政運営の健全化に向けて全力で取り組むことが不可欠であります。

今後も第 2 期プランの目標達成に向け、市民の皆様のご理解を頂きながら、引き続き行財政改革を進めていかねばならないと考えています。

【資料1】

1 今後の財政収支の見通し(平成23年11月試算)

(単位:百万円)

区分	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
市税	7,408	-0.6	7,332	-1.0	7,375	0.6	7,324	-0.7	7,254	-1.0	7,237	-0.2
地方交付税	19,098	2.4	19,434	1.8	18,486	-4.9	18,361	-0.7	18,622	1.4	18,435	-1.0
国・県支出金	9,779	2.0	9,580	-2.0	8,452	-11.8	8,294	-1.9	8,783	5.9	7,886	-10.2
市債	4,966	-7.1	5,512	11.0	6,909	25.3	9,155	32.5	7,137	-22.0	4,564	-36.1
(臨財債・減税債)	2,255	34.5	1,675	-25.7	1,784	6.5	1,752	-1.8	1,664	-5.0	1,564	-6.0
その他の収入	4,356	10.8	3,779	-13.2	2,862	-24.3	2,862	0.0	2,862	0.0	2,862	0.0
歳入合計	45,607	1.4	45,637	0.1	44,084	-3.4	45,996	4.3	44,658	-2.9	40,984	-8.2

義務的経費	23,559	3.5	23,251	-1.3	23,098	-0.7	23,297	0.9	23,054	-1.0	22,317	-3.2
(人件費)	8,375	-7.4	8,439	0.8	8,322	-1.4	8,510	2.3	8,322	-2.2	7,721	-7.2
(扶助費)	6,533	22.8	6,604	1.1	6,516	-1.3	6,427	-1.4	6,339	-1.4	6,066	-4.3
(公債費)	8,651	2.9	8,208	-5.1	8,260	0.6	8,360	1.2	8,393	0.4	8,528	1.6
投資的経費	7,187	-18.1	7,593	5.6	8,292	9.2	10,724	29.3	8,934	-16.7	5,500	-38.4
投資的経費(経済対策を除く)	5,248	-27.1	7,064	34.6	8,292	17.4	10,724	29.3	8,934	-16.7	5,500	-38.4
その他の経費	13,922	12.0	13,038	-6.3	12,022	-7.8	12,153	1.1	12,184	0.3	12,133	-0.4
歳出合計	44,668	1.6	43,882	-1.8	43,412	-1.1	46,174	6.4	44,172	-4.3	39,950	-9.6

歳入歳出差引	939		1,755		672		-178		486		1,034	
--------	-----	--	-------	--	-----	--	------	--	-----	--	-------	--

不足額は基金取崩で対応

《基金残高の推計》

財政調整基金・減 債基金・その他取崩 型基金計	22年度末現在高	増減及び年度末残高	増減及び年度末残高	増減及び年度末残高	増減及び年度末残高	増減及び年度末残高
	10,352	1,755	672	-178	486	1,034
		12,107	12,779	12,601	13,087	14,121

その他基金計 (行革プラン対象外)	8,374	8,794	8,805	8,813	8,823	8,835
----------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

全基金残高合計	18,726	20,901	21,584	21,414	21,910	22,956
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

《市債残高の推計》

	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
市債残高計	65,029	63,290	62,844	64,541	64,228	61,224
臨財債・減税債等	14,592	15,737	17,152	18,441	19,526	20,079
その他の市債	50,437	47,553	45,692	46,100	44,702	41,145

※H21年度末市債残高(その他の市債):54,719百万円

◎今回の推計の考え方 ～ この試算は、平成23年度決算見込みを基準に平成27年度までの普通会計における財政収支の推計です。本推計は、今後も現行の地方財政制度が維持されることを前提に一定の仮定の下で機械的に試算したものです。今後の経済状況や国の制度改正等により数値は変動します。

1 歳入

(1) 市税

23年度は決算見込みとし、24年度以降は県資料による前年度伸び率、人口推計、税制改正等を勘案して計上。

(24年度は制度改正による扶養控除等廃止による増収等を見込んで計上)

(2) 地方交付税

○普通交付税は23年度は決算見込みとし、24年度～26年度は、前年度伸び率(県資料)に人口減少加味し、27年度はそれに加えて合併算定替(27年度は10%減)による減額等を反映して計上。

(※公債費算入分については人口減少等による影響はないものとして除外している)

※県資料

H23	H24	H25	H26	H27
194億円 (基準値)	-1.7%	-1.6%	0.4%	0.0%

○特別交付税は23年度は決算見込み(基準値)とし、24年度～27年度は、基準値に普通交付税の対前年度比率を乗じて推計し計上。

基準値 13億円

(3) 市債

○臨時財政対策債

23年度は決算見込み(基準値)を計上し、24年度以降は、基準値に前年度伸び率(県資料)を乗じて計上。

※県資料

H23	H24	H25	H26	H27
16.7億円 (基準値)	6.5%	-1.8%	-5.0%	-6.0%

○投資的経費充当地方債

23年度の投資的経費充当分は決算見込みとし、24～26年度は第2期行革プラン及び公共事業等実施計画の財源比率等を参考にして推計。27年度は、平均投資額55億とし、26年度までの財源比率等を参考にして推計。

○その他地方債

過疎ソフト債 H23～27事業費3億円で設定。

(4) 国・県支出金及びその他歳入

国県支出金は、23年度は決算見込みを計上し、24年度以降は23年度をベースに各歳出の財源充当の状況等を勘案して積算した。

(23年度は、国の経済対策による交付金(22年度繰越分) 522百万円が含まれている)

その他の歳入については24年度以降は23年度をベースとしてほぼ一定として計上。

(ただし23年度は、前年度繰越金として22年度歳入歳出差引額 939百万円が含まれている)

2 歳出

(1) 義務的経費

○人件費は23～26年度については第2期行革プランによる職員数の減少及びそれに伴う退職手当の必要見込額を勘案して推計し計上。

○扶助費は23年度は決算見込み(基準値)を計上し、24年度以降は、基準値に人口推計(全体人口、年少人口、老年人口割合)等を反映して計上。

○公債費は過去の借入分に今後の発行見込みの償還額を加算し計上。

(2) 投資的経費

23年度は決算見込みとし、24年度から26年度は第2期行革プラン及び公共事業等実施計画等を参考にして計上。

(3) その他経費

○繰出金については各会計の事業計画に沿って見込額を計上した。

○繰出金以外のその他経費は、23年度は決算見込み(基準値)とし、24年度以降は、基準値をベースに基本的に伸び率ゼロとして計上。

2 職員の年齢構成(平成24年度見込み)

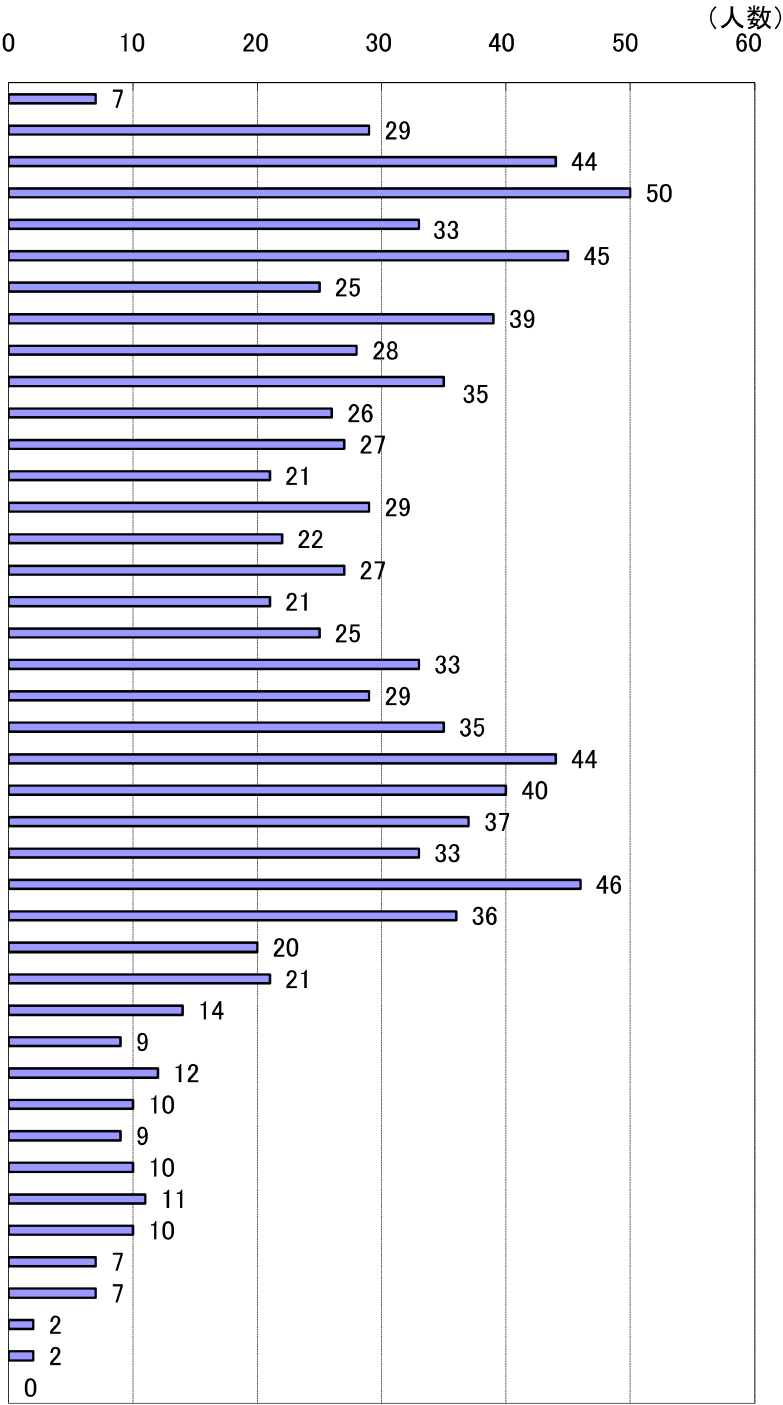
【資料2】

(参考) 23.4.1現在職員数 1,025人
23年度退職者等数 31人
24年度新規採用数 16人

※24.4.1現在職員(予定)数1,010人

年度	24年度中 到達年齢 (歳)	左の 生年度	左の対象 人数 (人)
24	60	27	7
25	59	28	29
26	58	29	44
27	57	30	50
28	56	31	33
29	55	32	45
30	54	33	25
31	53	34	39
32	52	35	28
33	51	36	35
34	50	37	26
35	49	38	27
36	48	39	21
37	47	40	29
38	46	41	22
39	45	42	27
40	44	43	21
41	43	44	25
42	42	45	33
43	41	46	29
44	40	47	35
45	39	48	44
46	38	49	40
47	37	50	37
48	36	51	33
49	35	52	46
50	34	53	36
51	33	54	20
52	32	55	21
53	31	56	14
54	30	57	9
55	29	58	12
56	28	59	10
57	27	60	9
58	26	61	10
59	25	62	11
60	24	63	10
61	23	元	7
62	22	2	7
63	21	3	2
64	20	4	2
65	19	5	0
職員数			1,010

職員の年齢構成ピラミッド(平成24年度:見込み)



3 県内類似都市との職員数の比較

【資料3】

大部門以上定員管理診断表(3市比較)

大 部 門	中津市 23.4.1 現 在 職 員 数 A 人	日田市 23.4.1 現 在 職 員 数 B 人	佐伯市 23.4.1 現 在 職 員 数 C 人	中津市との 比 較 C-A	日田市との 比 較 C-B
議 会	6	7	8	2	1
総 務	148	167	178	30	11
税 務	51	36	57	6	21
民 生	128	95	126	▲ 2	31
衛 生	53	57	80	27	23
労 働	2	2		▲ 2	▲ 2
農林水産	55	64	85	30	21
商 工	19	27	38	19	11
土 木	91	64	89	▲ 2	25
一般行政計	553	519	661	108	142
教 育	111	76	117	6	41
消 防	97	77	118	21	41
普通会計計	761	672	896	135	224
病 院	268		11	▲ 257	11
水 道	28	24	43	15	19
交 通			3	3	3
下 水 道	17	20	24	7	4
そ の 他	35	24	49	14	25
公営企業等会計	348	68	130	▲ 218	62
合 計	1,109	740	1,026	▲ 83	286

中・小部門定員管理診断表(中津・日田との比較)から抜粋

大 部 門	中 部 門	小 部 門	中 津	日 田	佐 伯	中津との 比 較	日田との 比 較	参考		
			23. 4. 1 現在職員数 H23年3月末人口 85,532人	23. 4. 1 現在職員数 H23年3月末人口 71,708人	23. 4. 1 現在職員数 H23年3月末人口 79,249人			佐伯 22.4.1 現在職員数	佐伯市の 修正値× 住基人口 /10000	佐伯市の 超過数
			A	B	C			D	E	D-E
議 会	議 会		6	7	8	2	1	8	7	1
総 務	総務一般	総 務 一 般	72	87	80	8	-7	77	59	18
		会 計 出 納	9	6	9	0	3	9	8	1
		管 財	11	5	5	-6	0	5	7	▲ 2
		職 員 研 修 所				0	0			0
		行 政 委 員 会	6	7	7	1	0	7	6	1
	企画開発		13	9	16	3	7	16	14	2
	住民関連	住 民 関 連 一 般	5	11		-5	-11			0
		防 災		4	6	6	2	6	4	2
		広 報 広 聴	7	7	23	16	16	20	4	16
		戸 籍 等 窓 口	25	17	32	7	15	32	21	11
	そ の 他			14		0	-14			0
税 務	税 務		51	36	57	6	21	55	39	16
民 生	民生	民 生 一 般	22	20	14	-8	-6	13	18	▲ 5
		福 祉 事 務 所	39	30	50	11	20	49	36	13
		児 童 相 談 所 等				0	0			0
		保 育 所	42	24	57	15	33	59	64	▲ 5
		老 人 福 祉 施 設	11	11		-11	-11			0
		その他の社会福祉施 =n		2		0	-2			0
		各 種 年 金 保 険 関 係	6	2	5	-1	3	5	4	1
		旧 地 域 改 善 対 策	8	6		-8	-6			0
衛 生	衛生	衛 生 一 般	28	34	7	-21	-27	11	15	▲ 4
		市町村保健センター等施設			39	39	39	36	20	16
		保 健 所				0	0			0
		と 畜 検 査				0	0			0
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0
		医 療 施 設		7		0	-7			0
		火 葬 場 墓 地				0	0			0
	公害		2	1		-2	-1			0
	清掃	清 掃 一 般	10	14	11	1	-3	12	8	4
		ご め 収 集			5	5	5	5	16	▲ 11
		ご め 処 理	3		8	5	8	8	10	▲ 2
		し 尿 収 集				0	0			0
		し 尿 処 理				0	0			0
	環境保全		10	1	10	0	9	13	5	8
労 働	労働	労 働 一 般	1	2		-1	-2			0
		職 業 能 力 開 発 校				0	0			0
		勤 労 セ ン タ ー 等 施 設	1			-1	0			0
農 林 水 産	農業	農 業 一 般	45	49	51	6	2	48	30	18
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0
	林業	林 業 一 般	9	15	18	9	3	22	5	17
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0
	水産業	水 産 業 一 般	1		10	9	10	10	4	6
		漁 港			6	6	6	9	3	6
	試験研究養成機関					0	0			0

大 部 門	中 部 門	小 部 門	中 津	日 田	佐 伯	中津との 比 較	日田との 比 較	参 考		
			23. 4. 1 現在職員数 H23年3月末人口 85,532人	23. 4. 1 現在職員数 H23年3月末人口 71,708人	23. 4. 1 現在職員数 H23年3月末人口 79,249人			佐伯 22.4.1 現在職員数	佐伯市の 修正値× 住基人口 /10000	佐伯市の 超過数
			A	B	C			D	E	D-E
商工	商工	商 工 一 般	10	15	19	9	4	18	8	10
		中 小 企 業 指 導 試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			
	観光		9	12	19	10	7	18	7	11
土 木	土木	土 木 一 般	46	33	39	-7	6	43	28	15
		用 地 買 収	5		10	5	10	11	4	7
	都市計画	港 湾 ・ 空 港 ・ 海 岸				0	0			
		建 築	19	14	19	0	5	21	11	10
	ダム	都 市 計 画 一 般	17	12	19	2	7	18	12	6
		都 市 公 園	4	4	2	-2	-2	2	4	▲ 2
教 育	社会教育	ダ ム				0	0			
		下 水		1		0	-1			
		教育一般 教育研究所等	33	30	27	-6	-3	27	23	4
	保健体育	社 会 教 育 一 般	12	8	19	7	11	19	11	8
		文 化 財 保 護	6	17	5	-1	-12	6	5	1
		公 民 館 その他の社会教育施 設	6	12	2	-4	-10	2	12	▲ 10
	義務教育	保 健 体 育 一 般	11	4	16	5	12	20	8	12
		給 食 セ ン タ ー	25	5	4	-21	-1	7	15	▲ 8
		保 健 体 育 施 設				0	0			
	その他の 学校教育	小 学 校			13	13	13	12	15	▲ 3
		中 学 校			4	4	4	5	7	▲ 2
		特殊学校(小・中学部)				0	0			
		高 等 学 校				0	0			
消防	消 防	大 学 ・ 短 期 大 学				0	0			
		特 殊 学 校 (高 等 部)				0	0			
		幼 稚 園	18		27	9	27	27	25	2
		そ の 他				0	0			
普通会計合計			761	672	896	135	224	907	714	193
病院			268		11	-257	11	14		
水道			28	24	43	15	19	45		
交通					3	3	3	3		
下水道			17	20	24	7	4	24		
その他			35	24	49	14	25	52		
公営企業等会計計			348	68	130	▲ 218	62	138		
総合計			1,109	740	1,026	-83	286	1,045		

日田市の広域換算分 消防

77

日田市の人口(H23.3.31)
日田市玖珠郡合計人口

71,708
99,938

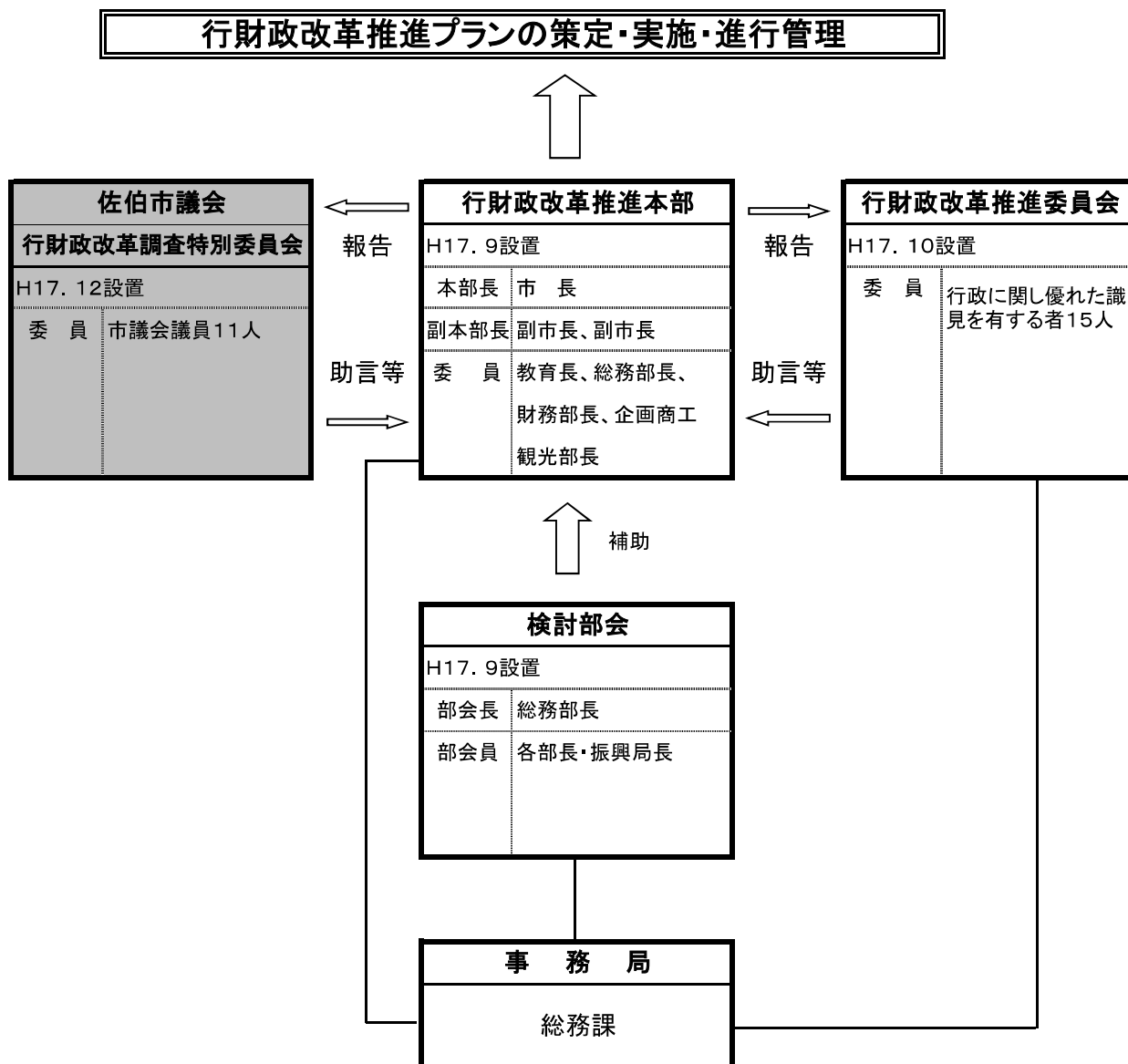
	職員総数	日田市	プロパー	うちプロパー職員日 田市換算分	合計
消防本部	106	3	103	74	77

プロパー職員の日田市換算人数

$$103 \times \frac{71,708}{99,938} = 74 \text{ 人}$$

※広域職員のうち日田市に換算する職員数 74 人

4 行財政改革推進プランの推進体制



5 佐伯市行財政改革推進委員名簿

職 名	所 属	氏 名
委 員	商工関係	利 光 充 規
委 員	商工関係	柳 井 道 則
委 員	商工関係	金 碇 長一郎
委 員	商工関係	笹 田 哲 史
委 員	自治委員会	山 中 琢 磨
委 員	社会福祉、保健医療関係	恒 松 芳 洋
委 員	社会福祉、保健医療関係	広津留 由紀子
委 員	社会福祉、保健医療関係	甲 斐 る り
委 員	地域づくり団体関係	吉 田 裕 子
委 員	地域づくり団体関係	磯 川 利恵子
委 員	地域づくり団体関係	和哥山 邦 彦
委 員	青年、女性団体関係	宮 原 チヅ子
委 員	青年、女性団体関係	井 上 真 紀
委 員	社会教育、学校教育関係	藤 田 圭 亮
委 員	労働団体	奥 村 正 二
助言者	大分大学経済学部教授	宇 野 稔

6 佐伯市行財政改革推進本部 本部員名簿

職	職 名	氏 名
本部長	市 長	西 嶋 泰 義
副本部長	副 市 長	山 本 清 一 郎
〃	副 市 長	塩 月 厚 信
本部委員	教 育 長	分 藤 高 嗣
〃	総務部長	内 田 昇 二
〃	財務部長	井 上 勇
〃	企画商工観光部長	浜 野 芳 弘

佐伯市行財政改革推進本部 検討部会員名簿

職	職 名	氏 名
部会長	総務部長	内 田 昇 二
部会員	財務部長	井 上 勇
〃	企画商工観光部長	浜 野 芳 弘
〃	市民生活部長	染 矢 隆 則
〃	福祉保健部長	清 家 保 賀
〃	建設部長	高 瀬 精 市
〃	上下水道部長	笠 村 由 喜
〃	農林水産部長	坪 根 大 吉
〃	教育部長	福 泉 慶 一 郎
〃	議会事務局長	東 正 博
〃	消防長	平 井 栄 治
〃	上浦振興局長	川 野 好 明
〃	弥生振興局長	山 野 内 眞 人
〃	本匠振興局長	高 野 隆 正
〃	宇目振興局長	柴 田 勝 徳
〃	直川振興局長	矢 野 幸 正
〃	鶴見振興局長	清 家 文 明
〃	米水津振興局長	簀 河 原 司
〃	蒲江振興局長	渡 邊 熊 義

7 関係条例等

○佐伯市行財政改革推進委員会条例

平成17年9月29日

条例第385号

改正 平成22年 3月31日条例第7号

(設置)

第1条 佐伯市における行財政改革を推進するに当たり、これに民意を反映させるため、佐伯市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が策定する行財政改革推進プランに関し報告を受け、必要な事項を調査、審議し、市長に対し助言等を行う。

2 委員会は、前項に掲げるもののほか行財政改革に係る重要事項について調査、審議し、市長に対し必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、市長は直ちに後任者を委嘱するものとする。この場合において補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○佐伯市行財政改革推進本部要綱

平成17年3月19日

告示第188号

改正 平成23年3月31日告示第50号

(設置)

第1条 佐伯市における行財政改革の推進を図るため、佐伯市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革プランの策定及び実施に関すること。
- (2) 行財政改革の企画及び実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、総務部長、財務部長及び企画商工観光部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、行財政改革の実施を統括するとともに、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 前項に規定する本部長の職務を代理する副本部長は、佐伯市副市長の事務分担に関する規則（平成17年佐伯市規則第271号）第2条第3項に規定する行財政改革を担任する副市長が行うものとする。
- 4 本部長、前項に規定する本部長の職務を代理する副本部長が、ともに事故あるときは、佐伯市副市長の事務分担に関する規則第2条第3項に規定する行財政改革を補佐する副市長が行うものとする。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、本部長、副本部長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員（副本部長を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(検討部会の設置)

第6条 本部長は、行財政改革に関し、具体的な事業を調査、研究及び検討するため、推進本部に検討部会を置くものとする。

(検討部会の組織及び運営等)

第7条 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は総務部長を、部会員は佐伯市行政組織規則（平成17年佐伯市規則第4号）第3条第1項に規定する部長及び佐伯市振興局設置条例施行規則（平成17年佐伯市規則第6号）第4条第1項に規定する振興局長並びに議会事務局長及び教育部長をもって充てる。
- 3 部会長は、必要に応じて検討部会を開催するものとする。
- 4 部会長は、前項に規定する検討部会以外に各部会員と個別の事業について協議を行うことができる。
- 5 部会長は、調査研究の経過及び結果を推進本部に報告しなければならない。
- 6 部会員はその所管する部等における行財政改革プランの策定及び実施に関し、有効かつ適切に推進されるよう、これを統括する責務を有する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第66号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。